

アルト介護センター飛香台利用料金のご案内

2021年4月1日

		通所介護費	通常規模型	
区分支給限度基準額	基本単位 (9:30~16:30 7時間以上8時間未満)	要介護1	655単位	
		要介護2	773単位	
		要介護3	896単位	
		要介護4	1018単位	
		要介護5	1142単位	
	加算単位	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	※7月から算定させていただく予定です
		入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/日	
		個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日	※個別機能訓練加算Ⅰは「ロ」を算定いたします。人員配置によって「イ」を算定する場合があります。
		個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85単位/日	
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	※LIFEへの情報提出の準備のため5月から算定予定です。
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月
		若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	
		科学的介護推進体制加算	40単位/月	※LIFEへの情報提出の準備のため5月から算定予定です。
	送迎を行わない場合	△47単位/片道		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18単位/回		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		5.9%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1.2%		

要支援1・2の認定を受けられた方 基本チェックリスト該当者(事業対象者)				
区分支給限度基準額	基本単位 (1月につき)	要支援1・事業対象者(利用可能回数1回/週)	1672単位/月	
		要支援2・事業対象者(利用可能回数2回/週)	3428単位/月	
	加算単位	運動器機能向上加算	225単位/月	※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	
		若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	
		科学的介護推進体制加算	40単位/月	※LIFEへの情報提出の準備のため5月から算定予定です。
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(支援1・事業対象者)		72単位/月	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(支援2・事業対象者)		144単位/月	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		5.9%	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1.2%	

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として2021年9月末まで基本単位の0.1%上乗せされます。

*常滑市・半田市は地域区分7級地です【1単位=10,14円で計算します】

*要介護度・負担割合・ご利用回数によって負担金が異なります

*当日キャンセルの場合は、利用料金が全額自己負担となります

- 【自己負担金】①食費(おやつ・飲料費込)550円/1日
 ②おやつ費(おやつのみの場合)100円/1日
 ③オムツ 持参品で対応(持参されないときは、実費請求になります)

事業所番号：2373500749
 〒479-0868 常滑市飛香台6丁目5番の3
 株式会社アルト アルト介護センター飛香台 (TEL0569-89-2882)

※ 総合事業について、厚生労働省のサービスコード表が未確定のため変更になる場合があります。

(作成日 2021年3月22日)